

令和2年6月9日

第4・5学年
専攻科生
保護者のみなさま

奈良工業高等専門学校
学生主事

日本学生支援機構給付奨学生採用（在学採用）及び
高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

令和2年4月13日付の文書でお知らせしておりました、標記について新型コロナウイルス感染症の影響による推薦期間の延長に伴い、6月末までを重点支援期間とし、申請を引き続き受付いたします。つきましては、次ページ以降のとおり給付奨学生採用候補者を募集しておりますので、**[1. 支援対象者の要件]**に該当する場合は、6月19日（金）までに、以下の本校学生課学生係の問合せ先に、電話またはメールにてご連絡ください（電話受付は平日9:00～17:00）。申請手続に必要な書類を郵送いたします。

また、給付奨学金の申請をする場合、原則、別紙「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について」による、授業料減免制度の申請も併せて行っていただくこととなります。

給付奨学金は、給付終了後に返還する必要はありません（ただし、著しい学力不振や懲戒処分を除く）。給付奨学生として採用された場合、予め授業料減免申請を行った方は、授業料が減免、または、減額されます。

なお、既に申請された学生は改めて申請する必要はありません。

〈お問合せ先〉

学生課学生係 TEL：0743-55-6034 E-mail: gakusei@jimu.nara-k.ac.jp

※制度の詳細は下記ホームページをご確認ください。

- ・給付奨学金制度について（日本学生支援機構ホームページ）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>

- ・高等教育の修学支援新制度（文部科学省ホームページ）

<http://www.mext.go.jp/kyufu/>

以上

《本件担当》

〒639-1080 大和郡山市矢田町2-2
奈良高専 学生課学生係

TEL：0743-55-6034

（平日9：00～17：00）

E-MAIL：gakusei@jimu.nara-k.ac.jp

《申し込みに関する問合せ先》

日本学生支援機構奨学金相談センター

TEL：0570-666-301

（平日9：00～20：00）

※奨学金制度や手続きに関する一般的な
問合せに関する相談窓口です。

日本学生支援機構 給付奨学生採用(在学採用)について

1. 支援対象者の要件 ①～③いずれにも該当する方が支給対象となります。

①学業成績に係る基準

学業成績が次のどちらの基準のいずれかに該当する必要があります。

【本科4年生】

- (1) 1～3年次における評定平均値が3.5以上であること
- (2) 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

【本科5年生・専攻科生】

- (1) GPA（平均成績）等が在学する学科等における上位1/2の範囲に属すること
- (2) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

※この基準に該当する場合であっても、[廃止]区分に該当する人は、採用されません。詳細は日本学生支援機構ホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>) または、配付する案内冊子を確認してください。

②家計に係る基準

【収入基準】

[第Ⅰ区分] 学生本人と生計支持者の市町村民税所得割が非課税であること

[第Ⅱ区分] 学生本人と生計支持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

[第Ⅲ区分] 学生本人と生計支持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※日本学生支援機構ホームページにある進学資金シミュレーターや目安表でおおよその確認ができます。

【資産基準】

学生本人と生計維持者（2名）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1名のときは1,250万円未満）であること

③その他の基準

在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）があります。詳細は日本学生支援機構ホームページまたは案内冊子を確認してください。

2. 支給金額（原則、返還不要）

奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、下表の金額（月額）が毎月振り込まれます。

区分		自宅通学	自宅外通学
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円

生活保護世帯の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は上表のカッコ内の金額となります。

3. その他

- ・申込時に学生本人及び家計支持者（2人いる場合は2人分）の個人番号情報（マイナンバー）を日本学生支援機構へ提出する必要があります。
- ・本案内は日本学生支援機構作成の給付奨学金案内を一部抜粋し、作成しています。申請を希望する場合は必ず案内冊子に目を通し、制度を理解したうえで、遺漏がないよう手続きを行ってください。
- ・専攻科生のうち、豊橋技術科学大学との連携教育プログラムを受ける学生で申請を希望する者は、豊橋技術科学大学に申請してください。授業料減免制度に関しても同様となります

高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について

令和2年4月から、高等教育の修学支援新制度がスタートしました。認定要件を満たす学生は、支援区分に応じた、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) 大学等に進学するまでの期間等に関する要件

－ 高等学校等（高専3年次修了含む）を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等（4年次進級含む）に入学した日までの期間が2年を経過していない者等

(3) 学業成績等に関する基準

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・ GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況に関する基準

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）